

## いわき市暴力団排除条例

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第10条の規定による就労の支援その他の必要な措置を受けている者又は就労を通じて社会経済活動に参加している者であって、市長が特に認めるものを除く。）をいう。

暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びその行為により市民生活又は事業活動に生ずる不当な影響を排除することをいう。

市民等 市民及び事業者をいう。

関係団体 法第32条の2第1項の規定により福島県公安委員会から福島県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターその他の暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与する活動等を行う団体をいう。

社会的非難関係者 次に掲げる者をいう。

ア 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者

イ 暴力団員が役員（法第9条第15号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者

ウ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者

エ 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与（結婚式における祝儀又は香典若しくは供花にあつては、社会通念上儀礼の範囲内におけるものを除く。）をした者

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図って行うとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、暴力団員等による不当な要求行為があつた場合には、市、県及び関係団体の協力を得て、その排除に努めなければならない。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市にその情報を提供するよう努めなければならない。

（市民等に対する支援）

第6条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連

携を図って行うことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

( 広報及び啓発 )

第7条 市は、暴力団の排除の重要性についての市民等の関心及び理解を深めるため、暴力団の活動実態の市民等への周知その他の広報活動及び暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の啓発活動を行うものとする。

( 不当な要求行為に対する措置 )

第8条 市は、市の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、暴力団員等による不当な要求行為に対する対応方針等の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 公共工事等における措置 )

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

( 市の施設の使用における措置 )

第10条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次項において「市長等」という。）は、同法第244条第1項の規定により設置した公の施設（会議場、集会場、広場その他これらに類するものに限る。以下この条において「公の施設」という。）が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可又は承認をしないことができるものとする。

2 市長等は、公の施設の使用の許可又は承認をした後においても、当該公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該使用の許可又は承認を取り消すことができるものとする。

( 学校教育における措置 )

第11条 市は、その設置する中学校において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な行為による被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。